

台風19号の被害で

困ったことはありませんか？

無料相談のご案内

台風19号で被災された方々へ、心よりお見舞い申し上げます。

山梨県弁護士会では、現在、日本司法支援センター山梨地方事務所と連携して、
当会相談会場において無料で皆様の相談に対応いたします。

生活再建に向け直面する台風の影響により生じた様々な問題について、一人で
悩まずどうぞご相談下さい。

期 間 当面の間

対 象 者 台風19号により被災をされた方（個人・法人・被災の程度は問いません。）

相談内容 台風19号の影響に伴う相談

相談日時・場所（相談時間30分、希望の時間はご指定いただけません。）

- | | |
|------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1 山梨県弁護士会館（甲府市中央1-8-7） | 火・木 10:00～12:00
月～金 13:00～16:00
木のみ 18:00～20:00 |
| 2 大月商工会館（大月市御太刀1-14-24） | 水のみ 13:00～16:00 |
| 3 富士吉田商工会議所（富士吉田市下吉田7-27-29） | 月～金（ただし、水のぞく）
13:00～16:00 |

相談方法 1 山梨県弁護士会（055-235-7202）または、日本司法支援センター山梨地方事務所（050-3383-5411）にお電話ください。

2 電話に出た者に、以下の2点をお伝えください。

- ① 台風19号による被災者であり、関連する相談をしたいこと。
- ② お住まいの住所（10月10日時点の市町村）

3 お住まいの地域により受付方法が異なりますが、山梨県弁護士会館（甲府市）、大月商工会館（大月市）または富士吉田商工会議所（富士吉田市）のいずれかにおいて、弁護士と無料で相談が出来ます。（移動が困難な方には出張による相談も検討いたします。）